

従前相当サービスの利用の判定基準について

令和8年3月19日

従前相当サービスの対象者について、具体的な判定基準を令和7年4月25日付け「従前相当サービスの利用の判定基準について」により通知いたしましたが、令和8年度から次のとおり(4)の基準(下線部)を追加いたしますので、ご留意ください。なお、理由書において、次の判定基準のチェックと併せてサービス利用中の専門職による支援内容の記載も必要です。

(1) 認知機能の低下や精神・知的障がいにより日常生活に支障がある症状や行動を伴う人
次の①から④のいずれかに該当する場合

①主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方

②次の項目のいずれかに該当の方

主治医意見書

3-(3)	認知症の行動・心理症状(BPSD)	有
3-(4)	その他の精神・神経症状	有

※主治医意見書は介護認定判定時のもの。

③医師の意見で、上記①、②と同程度の症状があると認められる方

④精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方

(2) 退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人(3か月後に見直し、
上限6か月まで)

・骨折等の事情も含まれます。

(3) 医療依存度の高い人【透析、インスリン治療、難病、脳血管疾患(片麻痺・高次脳機能障がいにより生活機能が低下している人)、在宅酸素、精神的不安定等継続観察が必要な人】、進行性の疾患(難病)の人

・悪性腫瘍、関節リウマチ、オストメイトも含まれます。

・精神的不安定等とは、自立支援医療(精神通院医療費)または医師の意見がある方。

(4)主治医意見書「障害高齢者の日常生活自立度」A以上の方
かつ

介護支援専門員又は地域包括支援センターのアセスメントにより ADL(移動、食事摂取、排尿、排便、更衣等)に低下がみられ、身体介護が必要な方。

※身体介護・・・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)を参照

(5) その他の事情により利用が必要な人